

松本家の未来へつなぐ家族経営協定書（みほん）

（目的）

この協定書は、太郎（経営主）、花（経営主の配偶者）及び豊（後継者）が、協力し堅実で安定的な農業経営を確立し、健康でゆとりある暮らしを実現することを目的とする。

1（経営方針）

経営方針、経営計画の策定にあたっては、家族全員が参画して行うものとする。

（1）ゆるやかな規模拡大を進めて行く。

（2）家族で役割分担をし、分担された役割に責任を持つとともに、担当以外の事項についても各々が相互に協力する。

2（役割分担）

お互いの健康や得意な分野を考慮し、次のように分担をする。

（1）生産活動の運営に関する事

【果樹】主担当：経営主 副担当：後継者 【野菜】主担当：後継者 副担当：経営主

【直売所】担当：経営主の配偶者

（2）農業簿記及び青色申告に関する事

主担当：経営主の配偶者 副担当：後継者

3（収益の配分）

農業経営で生じた収益は、家族の話し合いにより次のとおりとする。

対象者	給与月額	期日	方法
松本 太郎	〇〇万円	毎月月末	口座振込
松本 花	〇〇万円	毎月月末	口座振込
松本 豊	〇〇万円	毎月月末	口座振込

上記の給与のほか、所得目標を達成した場合には、状況に応じて、賞与を与えることができるものとする。

4（健康維持）

皆で元気に働くよう各自健康に留意し、毎年、市の特定検診を受診する。

5（労働条件・研修など）

1日の労働時間は8時間を原則とし、農作業の繁閑により延長又は短縮することができる。毎週日曜日に1週間の予定を確認し、全員で仕事を休む日を最低週に1日作る。農繁期に休めない分は農閑期に休むようにする。研鑽の為、家族による視察研修を年に1回実施する。

6（経営移譲）

経営主が〇〇歳になったら、経営権及び経営用資産を経営主及び配偶者の合意に基づき後継者に移譲する。

（附則）

①この協定書は、毎年1月に見直すものとする。

②この協定書は5部作成し、太郎・花・豊及び立会人が各1部を保管する。

令和〇年〇月〇日

住 所 松本市丸の内 3 - 7

協定者

（経営主） 松本 太郎 ㊞

（経営主の配偶者） 松本 花 ㊞

（後継者） 松本 豊 ㊞

立会人

松本市農業委員会

会長 氏 名 ㊞

松本農業農村支援センター
所長 氏 名 ㊞



家族経営協定で より良い農業と生活を

家族経営協定とは？

農業経営をより良いものにし、所得を増やしていくためには、家族全員で力を合わせなければなりません。家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営の方針や、家族一人ひとりの役割、就業条件、就業環境等について家族みんなで話し合い、農業と生活のルールとして取り決めるものです。協定締結により、“共同経営的な”より良い農業経営を目指しましょう！

家族経営協定の目的とメリット

①夫婦二人での農業経営

【目的】お互いが自立した農業者として対等な立場で經營を築く

【協定のメリット】

- お互いが共同經營者として認め合い、經營に積極的に参加するようになる。
- 家事・育児の分担や協力ができるようになる。

【取り決める内容(例)】

営農計画／役割分担／収益の分配／家事・育児分担／健康診断等福利厚生

②後継者が就農する時期

【目的】後継者にやる気・興味・自信を持たせる
【協定のメリット】

- 経営の目標が決定し、後継者が農業経営に主体的に参画するようになる。
- 後継者が給料・報酬をもらえることで責任をもって農作業に取り組める。
- 定期的な休日や労働時間が明確になり、仕事に張りができる。
- 後継者が将来結婚する際に自分の仕事の内容を説明しやすい。

【取り決める内容(例)】

営農計画／役割分担／労働時間・休日／収益の分配／研修会・セミナーへの参加／健康診断等福利厚生

④経営移譲をする時期

【目的】スムーズな經營・家事の移譲と親夫婦の生活保障に配慮する

【協定のメリット】

- 後継者の經營に対する意欲が高まり、責任が持てるようになる。
- 相続の話し合いによりスムーズな經營移譲ができる。

【取り決める内容(例)】

役割分担／収益の分配／親夫婦の扶養・介護／相続に向けての準備

③後継者が結婚する時期

【目的】家族の一員として配偶者を迎える、親夫婦との円満な人間関係を作る

【協定のメリット】

- 経営において、各個人が適正な役割と評価を得ることができる。
- 給料・報酬が支給されることで、後継者夫婦の経済的な裁量が広がり、生活面の計画が立てやすい。
- 家事・育児も労働の一部として位置付けられ、家事・育児分担も明確になる。
- 後継者の配偶者にとって、気兼ねなく、安心して育児ができる。

【取り決める内容(例)】

役割分担／収益の分配／産休・育児期間の確保／家事・育児分担／介護／研修会・セミナーへの参加

協定締結による制度上のメリット

①認定農業者・認定新規就農者 【担当：松本市農政課】

締結者が認定農業者・認定新規就農者になる「共同認定」が可能になります。

②農業者年金 【担当：松本市農業委員会事務局】

経営者の配偶者や後継者が、農業者年金保険料の国庫助成を受けられます。

③農業次世代人材投資事業 【担当：松本市農政課】

夫婦ともに就農する場合、農業次世代人材投資事業（経営開始型）の申請対象者となります。

④農業近代化資金・経営体育成強化資金等の制度資金 【担当：日本政策金融公庫・JA等】

経営者の配偶者や後継者が、資金の貸付対象者となります。

※上記申請には各要件を満たす必要がありますので、活用の際は担当へご相談ください。



家族経営協定に決まった様式や、必ず入れなければならない項目はありません。

ただし、上記制度を活用する場合は、次の項目を盛り込みましょう。

制 度	家族経営協定に盛り込む項目
①認定農業者	・経営方針（家族全員で協議し決定する） ・収益配分
②農業者年金	・経営方針（家族全員で協議し決定する） ・収益配分（家族全員で協議・配分し、各自の口座に振込む） ・経営移譲（具体的な時期及び方法を家族全員で協議する）
③農業次世代人材投資事業	・経営方針、役割分担（夫婦共同で決定する） ・収益配分 ・夫婦が責任ある経営を共同で行う
④農業近代化資金 経営体育成強化資金	・貸付対象者が経営の一部の部門について主宰権を持ち、その部門の危険負担及び収益の処分権を持つ

締結までの流れ

ステップ1 ご家族で話し合い、下書きシートに記入しましょう

5年後、10年後を思い浮かべ、「こうなっていたらいいな」という家族の理想像を簡単に書いてみましょう。家族の理想像の実現に向けて、農業経営面・生活面で変えていきたいこと、続けていきたいこと等を分野ごとに考え、下書きシートに書いてみましょう。全ての欄を埋める必要はなく、書けるところだけでかまいません。



ステップ2 個別相談会で協定書の原本を作成しましょう

松本農業農村支援センター職員・松本市職員の支援を受けながら、締結者全員で下書きシートを基に話し合い、協定書の原本を作成します。



ステップ3 協定書の最終確認をし、調印しましょう

出来上がった原本の内容を、締結者全員で確認します。誤字・脱字等の確認後、必要部数（締結者数+立会人2部）を印刷し、締結者全員で調印します。



協定書内容を実行し、必要に応じて見直しましょう

締結された内容が実行されているか、定期的に見直しましょう。出来なかつたこと・新たな課題などについては、再びステップ1の話し合いから行いましょう。ライフステージに合わせて、項目を見直すことが大切です。

